

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます (化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等)

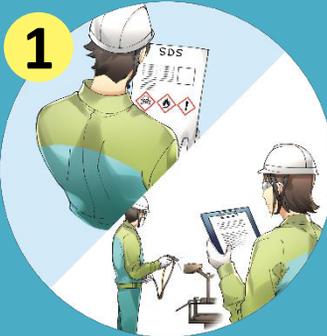
※1・・・国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2・・・厚生労働大臣が定める物質 (濃度基準値設定物質) が対象

※3・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



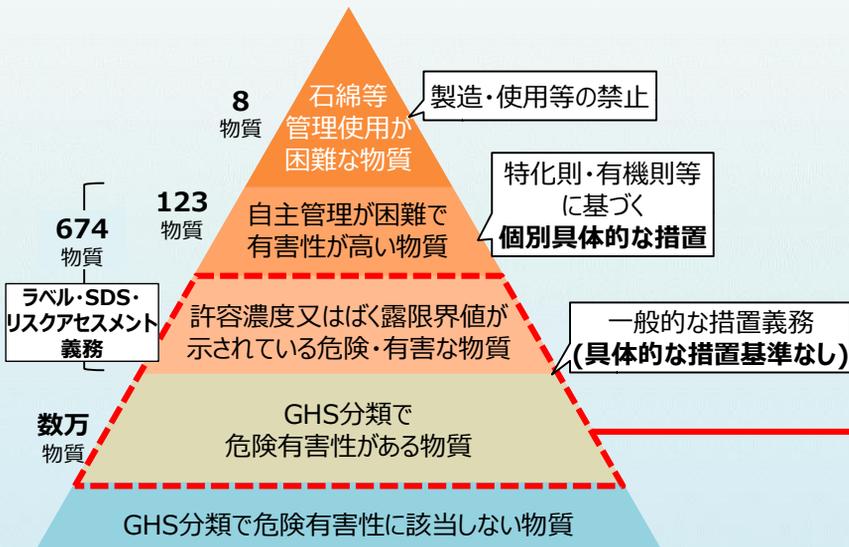
リスクアセスメントの実施



リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 (令和4年政令第51号)」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 (令和4年厚生労働省令第91号)」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外の категорияで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の categoriaで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。**

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。**

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるかを必ず確認**しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）**を組み合わせる行うことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を**事業者自らが選択の上、実施**します。



代替物質の使用



換気装置等を設置し稼働



作業方法の改善



有効な呼吸用保護具の使用

その他、必要に応じて**医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます
また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質

ポイント!

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：**義務**

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：**努力義務**

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- 「**人体に及ぼす作用**」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。



電子メール
の送信



HPのURLや
二次元コード
の伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、**化学物質管理者の選任**が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

雇い入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前
一部の業種は除外

改正後
全ての業種

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体制の見直し	安衛令別表第9	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7年以降も順次追加
	安衛則第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？		②
			濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？		③
			措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）		②、③
			リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		②
	安衛則第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？ 上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		③ ②
	安衛則第22条	衛生委員会の付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
	安衛則第97条の2	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？ 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		②
	安衛則第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②
安衛則第34条の2の10	労働災害発生事業場等への指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③	
安衛則第577条の2第3項から第5項、第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③	
		濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）			
実施体制の確立	安衛則第12条の5	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則第12条の6	保護具着用管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則第35条	雇入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
情報伝達の強化	安衛則第24条の15第1項・第3項、第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
	安衛則第24条の15第2項・第3項、第34条の2の5第2項・第3項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？		②
	安衛則第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6	SDS通知事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？		③
			SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量が幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		
安衛則第33条の2	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②	
その他	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		②
	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？		③
			措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		
特化則、有機則、鉛則、四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②	

(注) 施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら



防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定等の対象機械に追加されます！！

厚生労働省では、平成26年に防じん用の電動ファン付き呼吸用保護具についてのみ構造規格を定め、型式検定の対象としてきましたが、今般、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（**防毒用電動ファン付き呼吸用保護具**）が**型式検定等の対象**となりました。

この改正は、**令和5年10月1日から施行・適用**します。

- ① **型式検定に合格していない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具は、2026年（令和8年）9月30日までしか使用できませんので、それまでに型式検定に合格したものに買い換えてください（裏面参照）。**
- ② **防毒マスクの使用が義務付けられている作業場所等で、防毒用電動ファン付き呼吸用保護具も使用できるようになります。**
※防爆構造電気機械器具の型式検定を受けていないものは、爆発危険箇所では使用できません。

防毒用電動ファン付き呼吸用保護具とは

- 主に電動ファン、吸収缶、面体等から構成され、環境空気中の有害なガス若しくは蒸気等を除去した空気を装着者へ供給するろ過式呼吸用保護具。
- 電動ファンにより送気するので、面体内が陽圧（※）になるため、面体内に有害物質が侵入しにくく、かつ、呼吸が容易であり作業者の負担が少ない。

※ 防じんマスク及び防毒マスクは、肺力により空気を吸引するため、面体内は陰圧になる。

電動ファン付き呼吸用保護具の種類

面体形

<半面形面体>



<全面形面体>



(下部や側面)
(下部やアイピース)

ルーズフィット形

<フード>



(アイピース)

<フェイスシールド>



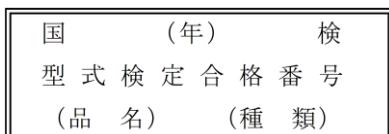
(アイピースや後頭部)

※半面形面体、全面形面体の写真は防毒用のもの。

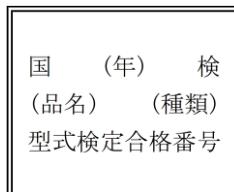
※フード、フェイスシールドの写真は防じん用のもの。

<型式検定合格標章の例>

(呼吸用保護具本体用の合格標章)



(吸収缶及び電動ファン用)



- 型式検定に合格したものは合格標章が貼られています。
- 「国（年）検」部分に型式検定に合格した年から有効期間（5年）を過ぎていないかを確認してください。
- 「品名」部分には、防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の場合は「GP」と記載されています。

※本体の合格標章は概ね赤丸（●）部分に貼られています。



今回の改正等のポイント

1. 型式検定及び譲渡等制限の対象機械へ追加

- 防毒用電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡等制限を受けるべき機械として追加。

2. 型式検定及び規格を具備すべき機械を規定

- 型式検定及び規格を具備すべき防毒用電動ファン付き呼吸用保護具として、「ハロゲンガス用」「有機ガス用」、「アンモニア用」、「亜硫酸ガス用」の4つを規定。

3. 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具へ名称変更

- 既に「電動ファン付き呼吸用保護具」と規定されている政省令等については、「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」と名称変更。

4. その他関係省令の一部改正

- 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）等において、各作業に従事する際に防毒マスク等を使用しなければならないと規定されている機械等に防毒用電動ファン付き呼吸用保護具を追加。

経過措置（猶予期間）

<2024年（令和6年）10月1日前に製造・輸入されたもの>

型式検定に合格標章の表示が付されていないものは、2026年（令和8年）9月30日までしか使用できません。

	2022(令和4)年				2023(令和5)年				2024(令和6)年				2025(令和7)年				2026(令和8)年				2027(令和9)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正（令和5年政令第69号）					★公布（3/23）★施行（10月1日）																
省令改正（令和5年厚生労働省令第29号）					★公布（3/27）★施行（10月1日）																
①改正構造規格に基づく防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用、譲渡等又は型式検定に合格している防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用 （※1）、輸入・製造 <政令附則第1項>																					
②令和6年10月1日前に製造等され、改正構造規格に基づかない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用が認められる猶予期間（※2） <政令附則第2項、省令附則第2条>																					
③令和6年10月1日前に製造等され、型式検定に合格していない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用が認められる猶予期間 <政令附則第3項、省令附則第2条>																					

使用・譲渡等、製造・輸入可能（2023年(令和5年)10月1日～）

使用可能（2026年(令和8年)9月30日まで）

×

使用可能（2026年(令和8年)9月30日まで）

×

※1：施行後は、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第27条により規格を具備したものを使用しなければならず、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第44条の2第7項により型式検定を受けたものを使用しなければならない。

※2：令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたものは、令和8年9月30日までの間は、安衛則第27条を適用しない。

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、令和3年4月1日から施行・適用します。

※一部経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う**事業者向けのものです。
- **屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場**で金属アーク溶接等作業を行う方は、リーフレット「**屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ**」をご覧ください。

※「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「**継続して行う屋内作業場**」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業(※)において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※**金属アーク溶接等作業**

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム

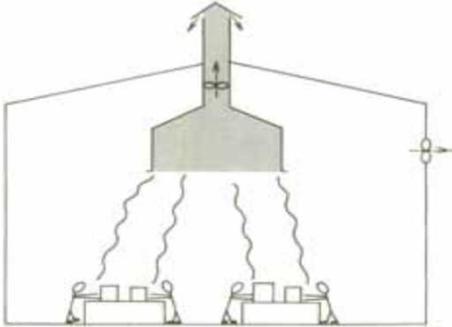
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空气中で凝固した固体の粒子 （粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO） について 神経機能障害 三酸化二マンガン（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害	

2. 特定化学物質としての規制

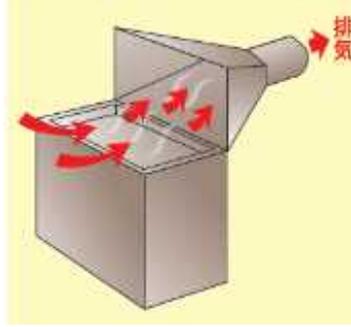
(1) 全体換気装置による換気等 (特化則第38条の21第1項)

- 金属アーク溶接等作業に関する溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。
※「同等以上の措置」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者(→6ページ)が、1月を超えない期間ごとに、その損傷、異常の有無などについて点検する必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】

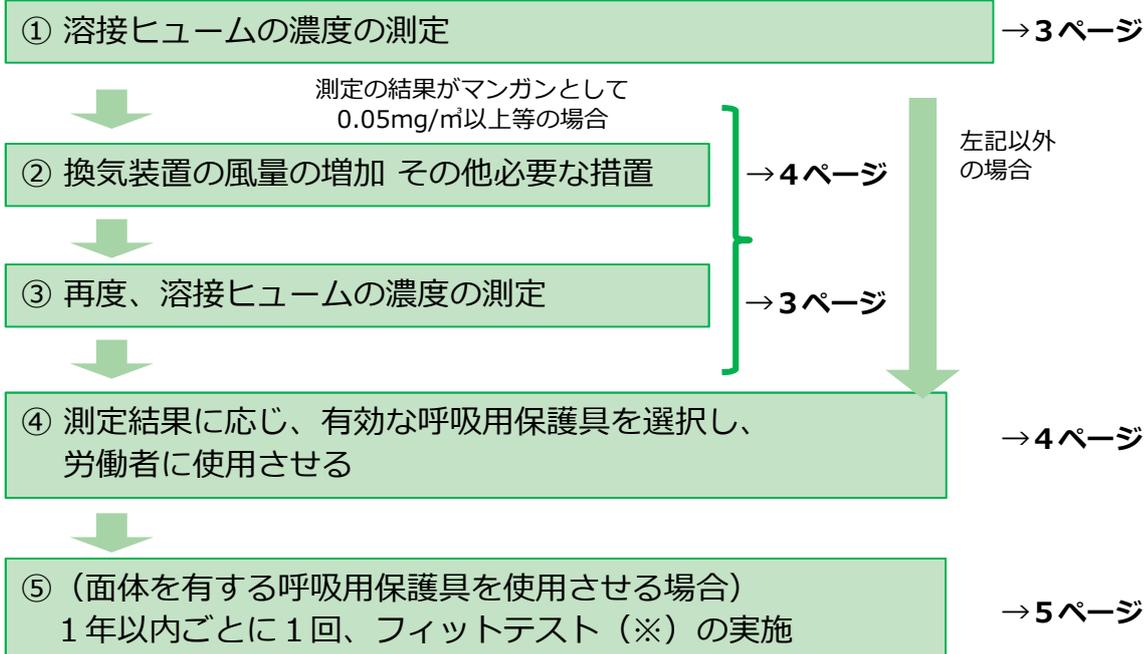


(2) 溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用及びフィットテストの実施等 (特化則第38条の21第2項～第8項)

- 「**金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場**」の場合
当該作業の方法を新たに採用し、または変更しようとするときは、以下の措置を講じることが必要です(令和4年3月31日まで経過措置あり→8ページ)。

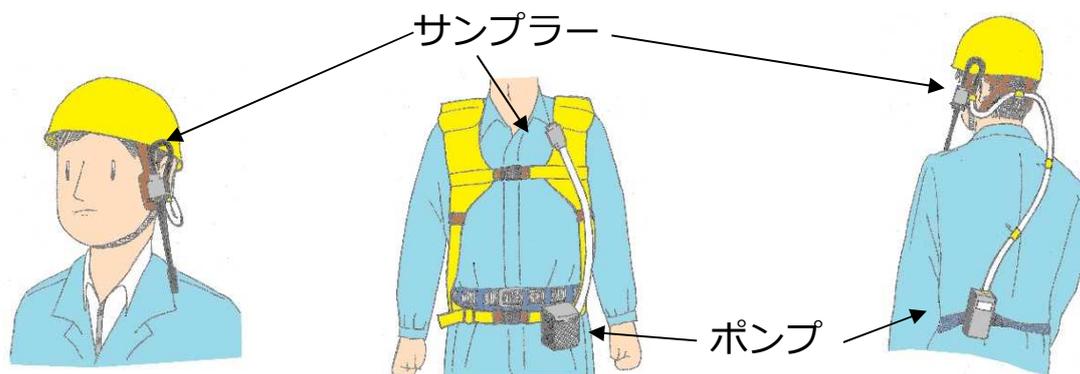
- ※「**変更しようとするとき**」には、以下の場合が含まれます。
 - ・溶接方法が変更された場合
 - ・溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が溶接ヒュームの濃度に大きな影響を与える場合

必要な措置の流れ



①③溶接ヒュームの濃度の測定等（測定等告示※第1条）

個人ばく露測定により、空气中的溶接ヒュームの濃度を測定します。



（注）個人ばく露測定は、**第1種作業環境測定士、作業環境測定機関**などの、当該測定について十分な知識・経験を有する者により実施してください。

個人ばく露測定の詳細

- ① 試料空気の採取は、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の**身体に装着する試料採取機器**を用いる方法により行います。
※試料採取機器の採取口は、労働者の呼吸する空气中的溶接ヒュームの濃度を測定するために**最も適切な部位（呼吸域）**に装着する必要があります。その際、採取口が**溶接用の面体の内側**となるように留意します。
- ② 試料空気の採取の対象者、時間は以下のとおりです。
 - ・試料採取機器の装着は、労働者に**ばく露される溶接ヒュームの量がほぼ均一であると見込まれる作業**（以下「**均等ばく露作業**」）ごとに、それぞれ、**適切な数（2人以上に限る）**の労働者に対して行います。
※均等ばく露作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた2以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により採取が行われたときは、この限りではありません。
 - ・試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が**金属アーク溶接等作業に従事する全時間**です。なお、採取の時間を短縮することはできません。
- ③ 試料採取方法は、作業環境測定基準第2条第2項の要件に該当する**分粒装置**を用いる**ろ過捕集方法**またはこれと同等以上の性能を有する試料採取方法により行います。
- ④ 分析方法は、吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、左記と同等以上の性能を有する分析方法により行います。

※ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和2年厚生労働省告示第286号）

②換気装置の風量の増加その他の措置（特化則第38条の21第3項）

- ① 溶接ヒュームの濃度測定の結果に応じ、**換気装置の風量の増加**その他必要な措置を講じます（次に該当する場合は除きます。）。
- ・溶接ヒュームの濃度がマンガンとして0.05mg/m³を下回る場合
 - ・同一事業場の類似の溶接作業場において、濃度測定の結果に応じて十分に措置内容を検討し、当該対象作業場においてその措置をあらかじめ実施している場合

※「その他必要な措置」には、次の措置が含まれます。

- ・溶接方法や母材、溶接材料等の変更による溶接ヒューム量の低減
 - ・集じん装置による集じん
 - ・移動式送風機による送風の実施
- ② ①の措置を講じたときは、その効果を確認するため、再度、個人ばく露測定により空气中的溶接ヒュームの濃度を測定します。
- ③ 個人ばく露測定による溶接ヒュームの濃度の測定等を行ったときは、その都度、必要な事項を記録します（3年保存）。

④呼吸用保護具の選択の方法（測定等告示第2条）

- ① 溶接ヒュームの濃度の測定の結果得られたマンガン濃度の最大の値（C）を使用し、以下の計算式により「**要求防護係数**」を算定します。

$$\text{要求防護係数 } PF_r = \frac{C}{0.05}$$

- ② 「**要求防護係数**」を上回る「**指定防護係数**」を有する呼吸用保護具を、以下の一覧表から選択します。

指定防護係数※一覧（抜粋）

呼吸用保護具の種類			指定防護係数	
防じんマスク	取替え式	全面形面体	RS3又はRL3	50
			RS2又はRL2	14
			RS1又はRL1	4
	使い捨て式	半面形面体	RS3又はRL3	10
			RS2又はRL2	10
			RS1又はRL1	4
			DS3又はDL3	10
電動ファン付き呼吸用保護具	全面形面体	S級	1,000	
		A級	90	
		A級又はB級	19	
	半面形面体	S級	50	
		A級	33	
		A級又はB級	14	
	フード形又はフェイスシールド形	S級	25	
		A級	20	
		S級又はA級	20	
		S級、A級又はB級	11	

（注）RS1、RS2などは、防じんマスクの規格の規定による区分、S級、A級およびB級、PS1、PS2などは、電動ファン付き呼吸用保護具の規格の規定による区分です。

※ 電動ファン付き呼吸用保護具とエアラインマスクのうち、実際の作業時の測定等により得られた防護係数がこの表に掲げる指定防護係数を上回ることを**製造者が証明する特定の型式**については、別に定める指定防護係数を使用することができます。

⑤ フィットテストの方法 (測定等告示第3条)

● フィットテストの方法

- ① **JIS T8150** (呼吸用保護具の選択、使用および保守管理方法) に定める方法またはこれと同等の方法により、呼吸用保護具の外側、内側それぞれの測定対象物質の濃度を測定し、以下の計算式により「**フィットファクタ**」を求めます。

$$(\text{フィットファクタ}) = \frac{\text{呼吸用保護具の外側の測定対象物質※の濃度}}{\text{呼吸用保護具の内側の測定対象物質の濃度}}$$

- ② 「フィットファクタ」が、以下の「**要求フィットファクタ**」を上回っているかどうかを確認します。

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

● フィットテストの記録の方法

確認を受けた者の氏名、確認の日時、装着の良否、上記の確認を外部に委託して行った場合の受託者の名称を記録します。

(記録の例)

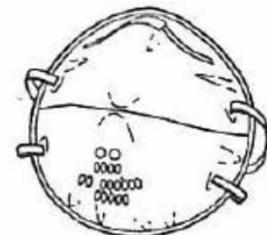
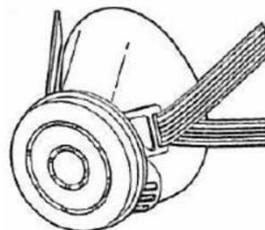
確認を受けた者	確認の日時	装着の良否	備考
甲山一郎	12/8 10:00	良	●●社に委託して実施(以下同じ。)
乙田次郎	12/8 10:30	否(1回目) 良(2回目)	最初のテストで不合格となったが、マスクの装着方法を改善し、2回目で合格となった。

※ 大気粉じん等、JIS T8150で定めるものです。

(参考) 呼吸用保護具の種類

防じんマスク

【取り替え式・全面形面体】 【取り替え式・半面形面体】 【使い捨て式】



電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】



【半面形面体】



(3) 掃除等の実施 (特化則第38条の21第9項)

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、**水洗等粉じんの飛散しない方法**によって、**毎日1回以上掃除**しなければなりません。

※「水洗等」には超高性能（HEPA）フィルター付き真空掃除機が含まれますが、粉じんの再飛散に注意する必要があります。

(4) 特定化学物質作業主任者の選任 (特化則第27条、第28条)

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

(令和4年3月31日まで経過措置あり→8ページ)

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法を決定**し、労働者を指揮すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置**を1か月を超えない期間ごとに**点検**すること
- ③ **保護具の使用状況を監視**すること

(5) 特殊健康診断の実施等 (特化則第39条～第42条)

溶接ヒュームを取り扱う作業に**常時従事**する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**6月以内ごとに1回**、定期的に、規定の事項について健康診断を実施する（1次健診）。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する（2次健診）。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果（個人票）は、**5年間の保存**が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第3号）を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

■ 溶接ヒュームの健診項目

1次検診	①業務の経歴の調査 ②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ⑤握力の測定
2次健診	①作業条件の調査 ②呼吸器に関する他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「**じん肺健康診断**」の実施（じん肺法第7～9条の2）が必要ですのでご注意ください。

(6) その他必要な措置

溶接ヒュームを取り扱う作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

① 安全衛生教育（安衛則第35条）

労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。

② ぼろ等の処理（特化則第12条の2）

対象物に汚染されたぼろ（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。

③ 不浸透性の床の設置（特化則第21条）

作業場所の床は、不浸透性のもの（コンクリート、鉄板等）とする。

④ 立入禁止措置（特化則第24条）

関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。

⑤ 運搬貯蔵時の容器等の使用等（特化則第25条）

対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。

⑥ 休憩室の設置（特化則第37条）

対象物を常時、製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場所以外の場所に休憩室を設ける。

⑦ 洗淨設備の設置（特化則第38条）

以下の設備を設ける。

- ・洗眼、洗身またはうがいの設備
- ・更衣設備
- ・洗濯のための設備

⑧ 喫煙または飲食の禁止（特化則第38条の2）

対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。

⑨ 有効な呼吸用保護具の備え付け等（特化則第43条、第45条）

必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

3. 施行日・経過措置

屋内作業場における金属アーク溶接等作業の規制は、下表のスケジュールで施行されます。

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定 ・呼吸用保護具の使用等	<p>現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。 ※測定を行った場合は、令和4年3月31日までに「換気風量の増加その他必要な措置」を講じていただく必要があります。</p> <p>・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。 ・令和4年4月1日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければなりません。</p>								<p>溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)</p> <p>換気風量の増加その他必要な措置(4/1～)</p> <p>再度の溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)</p> <p>呼吸用保護具の選択・使用(4/1～)</p> <p>フィットテストの実施(4/1～)</p>			
特定化学物質 作業主任者の選任									<p>選任義務(4/1～)</p>			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置									<p>実施義務(4/1～)</p>			

改正内容に関する通達・資料はこちら
厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html



条文の参照は、電子政府の総合窓口 (e-GOV) 法令データ提供システム

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/

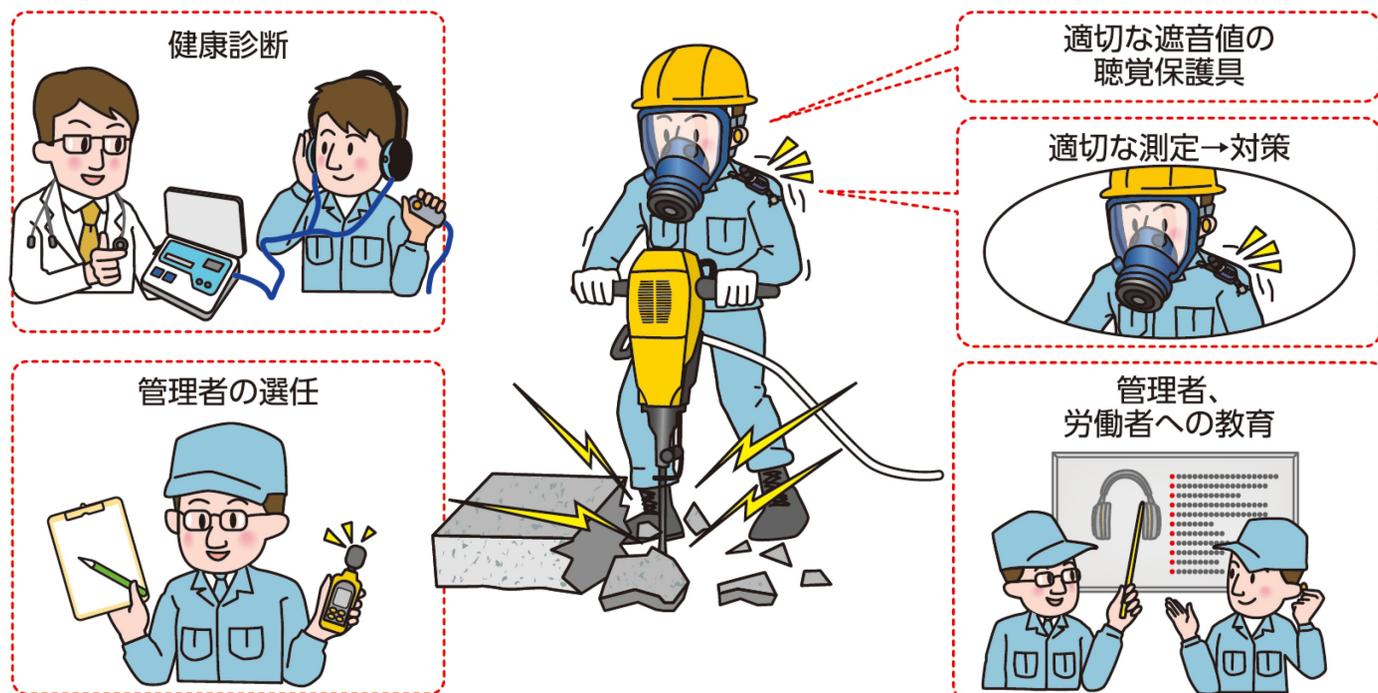


お問い合わせ・・・都道府県労働局または労働基準監督署

(所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>)



騒音障害防止のためのガイドライン パンフレット



騒音障害防止対策は、その対象となる全ての作業場において広く浸透しているとは言い難く、更なる対策を進める必要があります。また、近年の技術の発展や知見の蓄積もあることから、厚生労働省は2023(令和5)年4月に「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂しました。一度失われた聴力は元に戻りません。適切な対策を行い、騒音障害を防止しましょう。

ガイドラインの主なポイント

- 騒音障害防止対策の管理者を選任する
- 作業場ごとに適切な測定等を行い、結果に応じて必要な対策を講ずる
- 聴覚保護具は適切な遮音値のものを用いる
- 雇入時等健康診断、定期の健康診断を実施し、結果に応じて措置を講ずる
- 管理者、労働者にそれぞれ教育を行う

ガイドラインについてのより詳細な情報は、ガイドライン本文、解説をご確認下さい。



ガイドラインの対象

作業環境測定が義務づけられている8作業場（別表第一）

+

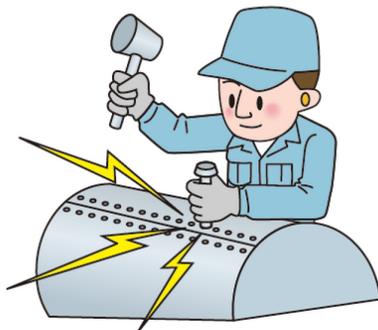
騒音が生じる可能性の高い52作業場（別表第二）

における業務

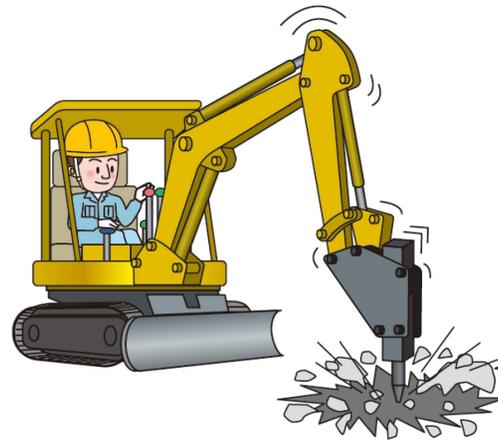
手持動力工具を取り扱う業務を
行う作業場



ハンマーを用いて金属の
打撃を行う作業場



車両系建設機械を用いた
掘削を行う坑内作業場



etc...

対象作業場の一覧

8ページ

対象以外の作業場でも、騒音レベルが高いと思われる業務を行う場合には、本ガイドラインに基づく騒音障害防止対策と同様の対策を講じてください。

事業者責務、製造業者留意事項

対象作業場を有する事業者は、ガイドラインに基づき適切な措置を講ずることにより、騒音レベルの低減化等に努めてください。

機械設備等製造業者は、騒音源となる機械設備等について、設計および製造段階からの低騒音化に努めるとともに、騒音レベルに関する情報を公表することが望ましいです。

New

労働衛生管理体制

管理者の選任

New

- ✓ 衛生管理者、安全衛生推進者等から騒音障害防止対策の管理者を選任し、ガイドラインで定める事項に取り組みさせる

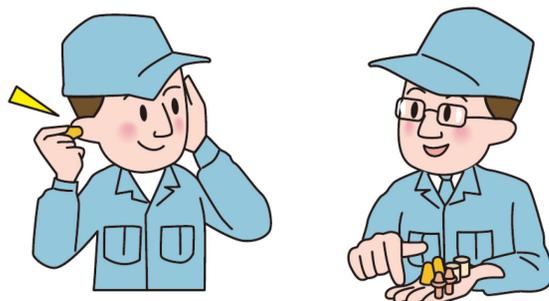
選任に当たっての教育

7ページ

元請事業者の責務

New

- ✓ 建設工事現場等において、元請事業者は、関係請負人が本ガイドラインで定める事項を適切に実施できるように、指導・援助を行う



元請事業者が行う「指導・援助」とは、例えば、関係請負人が使用する機械・工具は低騒音なものを選定するよう促す、工事現場において関係請負人へ支給・貸与する設備等の騒音によるばく露を低減するための措置を講ずる等がある。

測定・評価

- 屋内作業場・・・作業環境測定
 - 坑内作業場・・・定点測定
 - 屋外作業場・・・定点測定 or 個人ばく露測定
- により等価騒音レベルを測定

作業環境測定の場合、下表に基づいて評価し措置
 作業環境測定以外の場合、測定結果から措置

6月に1回測定するほか、施設、設備、作業工程または作業方法を変更した場合は、その都度測定する。

作業環境測定

- ✓ 縦、横6m以下の等間隔の線の交点、高さ1.2～1.5mで測定 ①～⑬
- ✓ 音源に近接して行われる場合は、定点測定をあわせて行う B
- ✓ 1測定点につき10分以上継続して行う
- ✓ 表に基づいて評価する

定点測定

- ✓ 騒音作業が行われる時間のうち、騒音レベルが最も大きくなるとされる時間に、作業が行われる位置で測定する
- ✓ 10分以上継続して行う

個人ばく露測定

- ✓ 同種の業務に1台以上のばく露計による測定を行う
- ✓ 頭、首、肩の近くにばく露計を装着する
- ✓ 原則終日または半日測定する※
- ✓ ばく露計の落下、覆われに注意する

※ 2時間ごとに反復継続する作業を行うことが明らかな場合等、一定時間の測定を行うことで作業時間全体の等価騒音レベルを算定することが可能な場合は、測定の開始から終了までの時間が1時間以上であれば、測定時間を短縮して差し支えない

等価騒音レベルの推計

$$L_p = L_w - 20 \log_{10} r - 8$$

L_p (dB) : 推計値
 L_w (dB) : 音響パワーレベル
 r (m) : 騒音源からの距離

- ✓ 地面の上に騒音源があって、周辺に建物や壁等がない
- ✓ 音響パワーレベルを、機械等に貼付されたシールや銘板、カタログ等で確認する

※1 別表第2に掲げる屋内作業場や坑内作業場で、騒音源が移動する場合等は、上記に代えて個人ばく露測定により測定を行うことができる。

※2 屋外作業場で、地面の上に騒音源があって、周辺に建物や壁等がない場所は、左記に代えて等価騒音レベルの推計により測定に代えることができる。

※3 別表第2の作業場について、第I管理区分が継続している場所または等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場所は省略可



		B測定		
		85dB未満	85dB以上 90dB未満	90dB以上
A測定 平均値	85dB未満	第I管理区分	第II管理区分	第III管理区分
	85dB以上 90dB未満	第II管理区分	第II管理区分	第III管理区分
	90dB以上	第III管理区分	第III管理区分	第III管理区分



JIS C1509-1またはIEC 61252に規定する精度を満たすものを用いる

例：音響パワーレベル100dBのチェンソーを50cmの距離で使用していた場合

$$L_w = 100$$

$$r = 0.5$$

より、左の式に代入して

$$L_p = 100 - 20 \log_{10} 0.5 - 8$$

$$= 98$$

よって、推計値は98 dBとなる。

措置

第Ⅰ管理区分・等価騒音レベルが85dB未満

- 作業環境の継続的維持に努めましょう

第Ⅱ管理区分・等価騒音レベルが85dB以上90dB未満

- ☑ 作業環境改善のため必要な措置を講じる
- ☑ 必要に応じて聴覚保護具を使用させる
- ☑ 第Ⅱ管理区分の場合は、標識によって、当該場所が第Ⅱ管理区分であることを明示する等の措置をとる

Point

New

手持動力工具を使用する業務については、継続して第Ⅰ管理区分または等価騒音レベルが85dB未満の場合を除き、必ず聴覚保護具を使用させる

第Ⅲ管理区分・等価騒音レベルが90dB以上

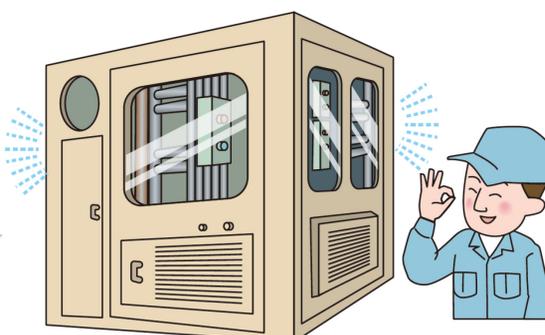
- ☑ 作業環境改善のため必要な措置を講じ、措置の効果を確認するため再度同じ方法で測定を行う
- ☑ 聴覚保護具を利用させる
- ☑ 聴覚保護具の利用を管理者に確認させる
- ☑ 聴覚保護具着用の必要性を見やすい場所に掲示
- ☑ 第Ⅲ管理区分の場合は、標識によって、当該場所が第Ⅲ管理区分であることを明示する等の措置をとる

具体的な措置の例

騒音発生源対策
低騒音型機械の採用



伝播経路対策
遮蔽物、防音塀等の設置



受音者対策
耳栓、耳覆いの使用



具体的な措置に当たっては、労働衛生コンサルタント等の専門家の活用を検討しましょう

記録

- ☑ 測定、評価、措置を記録する

(例) 作業環境測定を実施した場合の記録事項

- ①測定日時 ②測定方法 ③測定箇所 ④測定条件 ⑤測定結果 ⑥評価日時 ⑦評価箇所
⑧評価結果 ⑨測定および評価を実施した者の氏名 ⑩測定および評価の結果に基づいて措置を講じたときは、当該措置の概要

※そのほかの場合の記録事項はガイドライン（別紙1～4）参照



聴覚保護具

- ☑ 日本産業規格（JIS）T8161-1に規定する試験方法により測定された遮音値を目安に、必要かつ十分な遮音値の聴覚保護具を選定する
- ☑ 危険作業等において安全確保のために周囲の音を聞く必要がある場合や会話の必要がある場合は、遮音値が必要以上に大きい聴覚保護具を選定しないよう配慮する
- ☑ 管理者に、労働者に対し聴覚保護具の正しい使用方法を指導させた上で、目視等により正しく使用されていることを確認する

代表的な聴覚保護具

<p>発泡タイプ（ウレタンフォーム）</p> 	<p>ウレタンフォームは細い棒状にして外耳道に挿入し膨らむのを待ちます。持ち手付きの挿入しやすいものもあります。</p> <p><特長> 安価であり、正しく着用すれば、大きな遮音性能があります。</p> <p><注意点> 汚れを保持しやすいので、使い捨ての使用が衛生的です。 最大の遮音性能を得るには、着用の際、しわがでないようにできるだけ細く丸めるなどコツが必要です。</p>
<p>形成タイプ（形が決まっている耳栓）</p> 	<p>ゴム、軟質プラスチック等の弾力性のある素材でだれの耳にもよく合うように作られています。</p> <p><特長> 洗って再利用できるため、変形しない限り長期間使用できます。</p> <p><注意点> 遮音性能は中程度です。</p>
<p>イヤーマフ（耳覆い）</p> 	<p>イヤーマフ（耳覆い）は音を遮るために耳のまわりを覆うもので柔らかいクッションがついています。騒音レベルに応じて遮音性能が変化するものや、ノイズキャンセリング機能があるものもあります。</p> <p><特長> 脱着が簡単で、騒音源に短時間近づくときなどに有効です。 耳栓と併用することにより、より大きな遮音性能が得られます。</p> <p><注意点> ヘッドバンドがあるため、一般的なヘルメットと同時に使えません。</p>

作業時間の短縮

- 作業環境改善のための措置を講じた結果、第Ⅰ管理区分または等価騒音レベルが85dB未満とならない場合は、表を参考に、労働者が騒音作業に従事する時間の短縮を検討しましょう

等価騒音レベル (dB)	85	86	87	88	89	90	91	92
1日のばく露時間	8時間 00分	6時間 20分	5時間 02分	4時間 00分	3時間 10分	2時間 30分	2時間 00分	1時間 35分
等価騒音レベル (dB)	93	94	95	96	97	98	99	100
1日のばく露時間	1時間 15分	1時間 00分	0時間 47分	0時間 37分	0時間 30分	0時間 23分	0時間 18分	0時間 15分

※ 日本産業衛生学会の「許容濃度等の勧告（2022年度）」の中の、VI. 騒音の許容基準にある、「表V1-2. 騒音レベル（A特性音圧レベル）による許容基準」の一部抜粋

健康管理

雇入時等健康診断

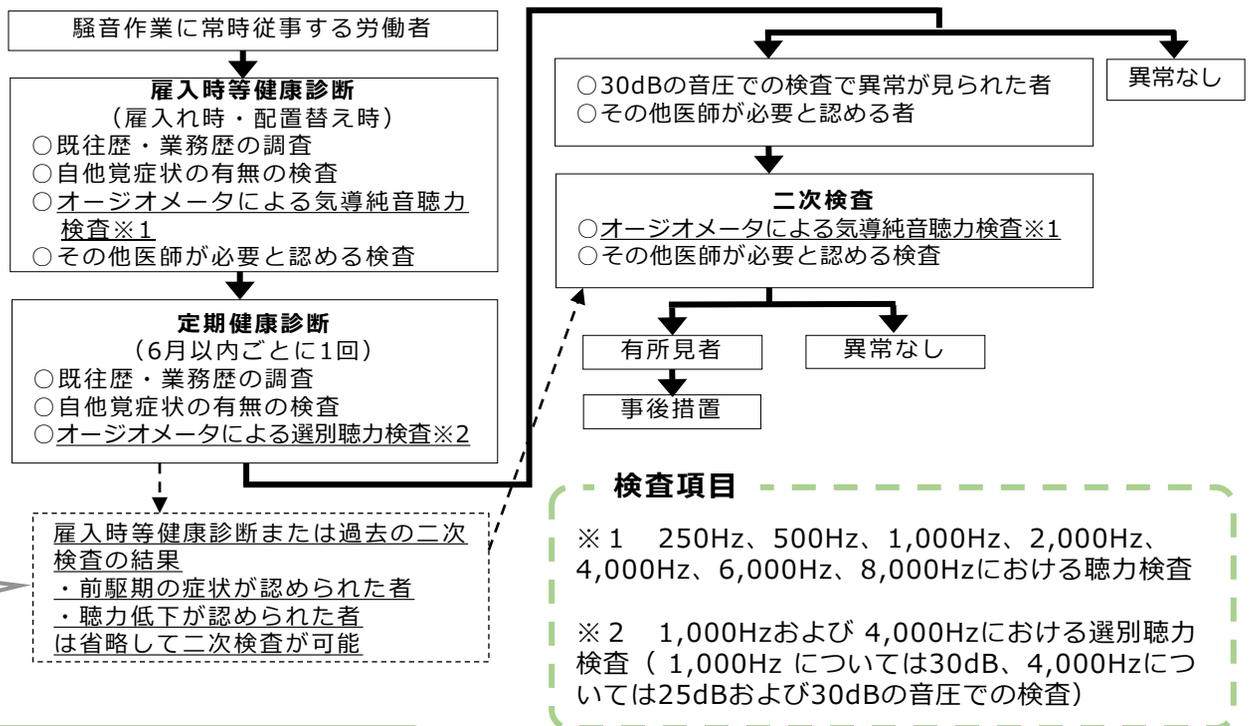
- 聴騒音作業に常時従事する労働者に対し、その雇い入れの際または当該業務への配置替えの際に、医師による健康診断を行う
- 結果を記録し、5年間保存する

定期健康診断

- 騒音作業に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を行う
（第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所または等価騒音レベルが85dB未満であることが継続している場所において業務に従事する労働者については省略可）
- 30dBの音圧での検査で異常が認められる者その他医師が必要と認める者については、医師による二次検査を行う
- 健康診断の結果の評価に基づき、措置を講ずる
- 結果を記録し、5年間保存する
- 実施後遅滞なく、結果を所轄の労働基準監督署に報告する

区分	措置
健常者	一般的聴覚管理
要観察者 （前駆期の症状が認められる者）	第Ⅱ管理区分に区分された場所または等価騒音レベルが85dB以上90dB未満である場所においても聴覚保護具を使用させること その他必要な措置
要観察者 （軽度の聴力低下が認められる者）	
要管理者 （中等度以上の聴力低下が認められる者）	聴覚保護具の使用、騒音作業時間の短縮、 配置転換その他必要な措置

健康管理の体系



労働衛生教育

管理者教育

- 管理者を選任しようとするときは、当該者に対し、表の科目について労働衛生教育を行う

科目	範囲	時間
1 騒音の人体に及ぼす影響	(1) 影響の種類 (2) 聴力障害	30分
2 適正な作業環境の確保と維持管理	(1) 騒音の測定と作業環境の評価 (2) 騒音発生源対策 (3) 騒音伝ば経路対策 (4) 改善事例	80分
3 聴覚保護具の使用および作業方法の改善	(1) 聴覚保護具の種類および性能 (2) 聴覚保護具の使用法および管理方法 (3) 作業方法の改善	40分
4 関係法令等	騒音作業に係る労働衛生関係法令および本ガイドライン	30分

労働者教育

- 騒音作業に労働者を常時従事させようとするときは、当該労働者に対し、上表のうち**影響の種類、聴力障害、聴覚保護具の種類および性能、聴覚保護具の使用法および管理方法**について労働衛生教育を行う

- (注1) 管理者教育の講師は、既に選任されている管理者、労働衛生コンサルタント等、騒音についての知識ならびに騒音対策の実務についての知識および経験を有する者
労働者教育の講師は、当該作業場の管理者、衛生管理者等騒音についての知識を有する者
- (注2) 第I管理区分に区分されることが継続している場所または等価騒音レベルが85dB未満であることが継続している場所において業務に従事する労働者の教育については省略可

計画の届出

- 労働安全衛生法第88条の規定に基づく計画の届出を行う場合、当該計画がガイドラインの対象作業場に係るものであるときは、届出に騒音障害防止対策の概要を示す書面または図面を添付する

対象作業場一覧

別表第一

1. 鋸打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
2. ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。）を行う屋内作業場
3. 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
4. タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落としの業務を行う屋内作業場
5. 動力によりチェーン等を用いてドラム缶を洗浄する業務を行う屋内作業場
6. ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
7. チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
8. 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

別表第二

1. インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
2. ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
3. 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場
4. 動力プレス（油圧プレス及びプレスブレーキを除く。）により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
5. シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
6. 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
7. 金属を溶融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
8. 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
9. 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
10. 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
11. 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
12. 動力巻取機により、鋼板又は線材を巻き取る業務を行う作業場
13. ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
14. 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
15. ガスバーナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
16. 丸のご盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
17. 内燃機関の製造工場又は修理工場、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
18. 動力により駆動する回転砥石を用いて、のご歯を目立てする業務を行う作業場
19. 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
20. バイブレーター又はランマーにより締め固めの業務を行う作業場
21. 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
22. 動力によりガasketをはく離する業務を行う作業場
23. 瓶、ブリキ缶等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
24. 射出成型機を用いてプラスチックの押し出し又は切断の業務を行う作業場
25. プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
26. みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
27. ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
28. ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内糸を編上機により編み上げる業務を行う作業場
29. 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
30. ダブルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
31. カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
32. モノタイプ、キャスト等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
33. コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
34. 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
35. 高速回転機により印刷の業務を行う作業場
36. 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
37. 高圧リムーバを用いてICパッケージのバリ取りの業務を行う作業場
38. 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取り出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
39. 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
40. 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
41. ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
42. 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
43. 岩石又は鉱物を動力により破碎し、又は粉碎する業務を行う作業場
44. 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
45. 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
46. 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
47. バイブレーター、さく岩機、ブレーカ等手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
48. コンクリートカッターを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
49. チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
50. 丸のご盤、帯のご盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
51. 水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
52. 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積込み等の業務を行う作業場

ご不明点は、お近くの労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。



トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

改正のあらまし

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

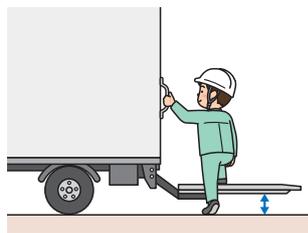
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

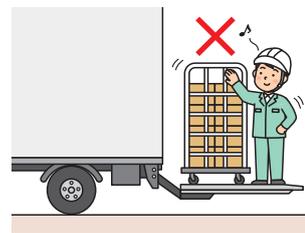
	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を 防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作^{*}の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストーストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

【一部省略できる者】

- ① 施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 45分以上で可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 1時間以上で可
- ② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可
- ③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1
施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

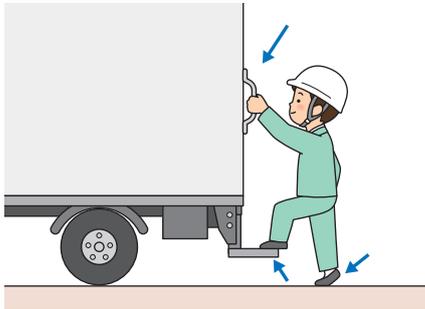
昇降設備の留意事項について



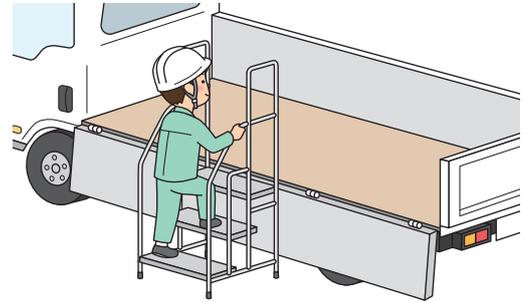
〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



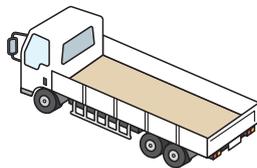
貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

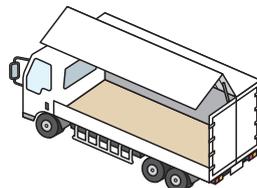
新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量 2 トン以上 5 トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

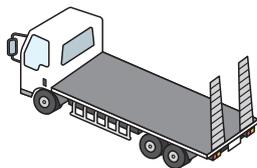


平ボディ車

（荷台の側面が構造上開閉できるものの例）

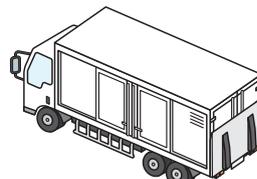


ウイング車



建機運搬車

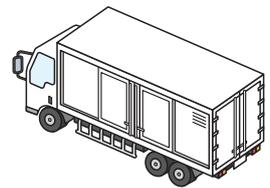
（荷台の側面が構造上開放されているものの例）



バン

（テールゲートリフターが設置されているもの）

適用されないもの



バン

（テールゲートリフターが設置されていないもの）

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量 5 トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

テールゲートリフターの種類



アーム式



垂直式



後部格納式

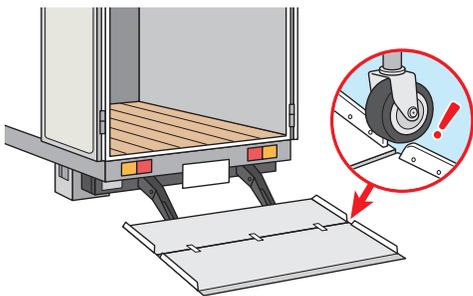


床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

その他、気をつけていただきたい事

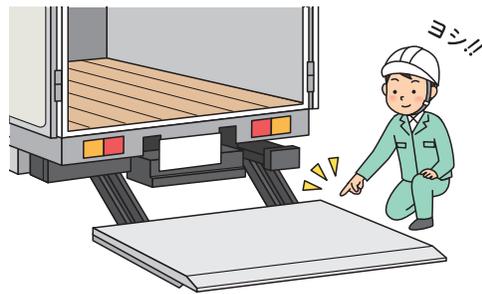
【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

【テールゲートリフターの点検について】

テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



【点検項目の例】

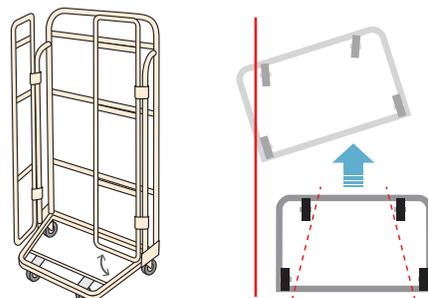
- ①正常に動作するか、異音がないか
- ②部材に亀裂、損傷、変形等がないか
- ③油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
- ④スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

【U字型ロールボックスパレットについて】



短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、以下のガイドラインを公表しております。

法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものです。



▲詳細はこちらをご覧ください

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものです。



▲詳細はこちらをご覧ください

●令和6年(2024年)4月からトラック運転者の改善基準告示を改正!



▲詳細はこちらをご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへ

●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させない**よう努めましょう。

取り組み例

- ・ 納品時間の指定を柔軟にする
- ・ 納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・ 積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・ パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・ 注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください▶

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会 (2019/08)



改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■ 労働基準監督署一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

労基署 所在案内 検索



労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の 無料相談窓口のご案内

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

◆労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要◆

- ✓ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ✓ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ✓ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ✓ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定物質が対象 ※2：※1以外のリスクアセスメント対象物が対象



- 新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいですか
- ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか
- ラベルやSDSの内容が分からないのですが
- 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか
- 「CREATE-SIMPLE」の使い方を教えてください
- 化学物質管理に役立つ情報はどこで分かりますか



050-5577-4862

テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。 と検索ください。

受付時間 月～金 10:00～17:00（12:00～13:00を除く）
※土日祝日、国民の休日、年末年始を除く

*相談は無料ですが、通話料がかかります。

*相談窓口開設期間は令和6年4月1日～令和7年3月18日までとなります。

*メールでのお問い合わせについて、内容に応じて電話でのご回答になる場合がございますのでご了承ください。



令和6年度 厚生労働省「化学物質管理に係る相談を通じた周知事業」
【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

<https://technohill.co.jp/>

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
 - ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
 - ・ 特定元方事業者の事業開始報告
- など多くの届出等が電子申請可能です



電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署